

- **設置**（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項）
 - 地域公共交通網形成計画（形成計画）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置されたもの
- **協議事項及び実施事業**
 - 形成計画の策定及び変更に関すること
 - 形成計画に位置付けられた事業の実施等に関すること
 - その他協議会の目的達成のため必要な事項
- **組織**
 - 公共交通事業者、道路管理者、警察、住民又は公共交通機関の利用者、学識経験者等

「地域公共交通網形成計画」で取り組む主な事業

- 地域公共交通網の確保・維持 ～市民の移動に必要な公共交通網を持続的に確保する～
 - 「ぐるりん号」の運行コース等の見直し
 - 新たな交通システムの導入検討
- 利用環境の整備 ～地域公共交通の利便性を高める～
 - パーク&ライド、**サイクル&ライドの施設整備**
 - **自転車利用環境の整備**
- 利用促進 ～公共交通の利用者数を増やす～
 - **通勤・通学者に対する「自転車利用」の促進**
 - 企業等と連携した「エコ通勤」運動の普及・促進